



北村論文 写真1 浅井長政像（A 1 像）
所蔵：小谷城址保勝会（滋賀県立琵琶湖文化館寄託）
写真：滋賀県立琵琶湖文化館提供



北村論文

写真2

浅井長政像（B2像）

所蔵：滋賀県立安土城考古博物館

写真：滋賀県立安土城考古博物館提供



写真3

浅井長政像（A7像）

所蔵：理覚院

写真：長浜市提供

（高月観音の里歴史民俗資料館）

浅井長政像の成立と展開

北村 圭弘

はじめに

浅井長政像は、近江小谷城主浅井氏の三代長政を像主とする肖像画である。十六点が現存する。その内訳は掛軸装とした十三幅と、冊子として綴られた三枚である。また、実は長政像と推定できる伝井口弾正（経元）像と伝浅井久政像の二幅を含めると十八点が現存し、模写関係から過去に実在したと推定できる三幅を含めれば、長政像はこれまでに都合二一点が存在したことになる。そして、本稿で論じるように、これらの長政像は大きくA・B・Cの三系列に分類できる（表1、図1）。系列とは原本を起点とした模写関係の系統をいうから、当初の原本は三点しか存在せず、それが繰り返し模写され続けたことを示している。この三点の原本はいずれも本来は浅井氏の菩提寺に伝来した。A系列像の原本は徳勝寺のA1像（巻頭写真1、現在は小谷城址保勝会蔵）、B系列像の原本は高野山持明院のB1像、C系列像の原本は京都養源院のC1像である。制作年代は列記した順に古く、A1像が天正二年（一五七四）、B1像が天正十七年（一五八九）、C1像が寛永九十二年（一六三二〜一六三五）である。

ところで長政像にかかわらず、文書類や絵画等は立体物に較べて模造（模写）が容易である。したがってこれらを取り扱う場合、まずはそれが原本か模本かを区別する。そして、当然のことながら、前者に大きな

価値を認めて研究を進め、模本は原本の研究ができない場合の代用、あるいは原本研究の補足や参考とする場合に限り、それを研究することが多い。とりわけ長政像については明治時代以降に研究機関等で制作された模本を除けば、原本にしか賛がないため、この傾向が顕著である。すなわち、A1像とB1像は明治時代以降に研究資料として現状模写される一方、昭和時代初期には資料紹介されて研究の俎上にのぼることとなった^①。他方、C1像には賛がないためか、それらよりかなり遅い昭和六二年（一九八七）になってはじめて資料紹介され^②、本格的な研究の登場は平成十年（一九九八）まで待たなければならなかった^③。そして、この一連の研究では賛（史料1、3）や関係史料（史料5）等の検討から、肖像画の制作目的や背景、経緯、発注者などを明らかにすること、また肖像画そのものから像主との肖似性や制作絵師を推定することに関心が集まった。

一方の模本については山根有三氏が昭和三二年（一九五七）にB5像に関心を寄せた例がはやいものの、本格的な資料紹介は平成時代になってから進展した。すなわち平成五年（一九九三）のA8像^④、平成十年のB5像^⑤、平成十三年（二〇〇一）のB2像^⑥（巻頭写真2）、平成二十年（二〇〇八）刊『戦国大名浅井氏と北近江』^⑦では一挙にA2・5・10像やB6・7像が新たに資料紹介された。そして、森岡栄一氏がそれをもとに執筆したコラムこそ、現時点において長政像の全体の様相

を概観した唯一の研究^{〔一〕}にほかならない。長政像の研究はまだ緒についたばかりである。

本稿では如上の研究史をふまえA7像（巻頭写真3、本文写真4）、A9像（本文写真5）を新たな研究資料に加えつつ、A・B・C系列像それぞれの成立と展開について明らかにしたいと考える。そして、それにあたっての分析の視点は肖像画の模本にはその模写の目的があり、模本はその目的を果たすべく実際に歴史的に機能したということにある。つまり、数多くある長政像の模本も含めて研究することで、天正元年九月一日の長政没後、A・B・C系列の長政像がどのような人々（集団）のどのような心情（意思）を背景に、相互にどのようにかわりつつ展開したかについて考えることとしたい。

一、A系列の長政像

（一）徳勝寺の概要

徳勝寺は浅井氏の旧領国における菩提寺である^{〔九〕}。曹洞宗である。永正年間（一五〇四～一五二〇）頃、初代亮政が坂田郡堀部（長浜市堀部町）医王寺五世龍山殊源を浅井氏の本貫地である丁野郷に招いて開創した。その後、亮政が小谷城を築くに及び、大永年間（一五二一～一五二七）頃、小谷城清水谷に移転して浅井氏の近くにあり、浅井氏当主は寺の長老とともに寺の経営に関与したと考えられている（天文二四年（一五五五）十月十日付け浅井久政書状等^{〔一〇〕}）。そして、亮政は開山龍山、二代久政は二世茂堂祖永、三代長政は三世雄山英種の血脈の弟子となるとともに（慶長十六年七月一日付け徳勝寺楊巖文洲願書^{〔一一〕}）、浅井氏一族や関係者らが徳勝寺において戒を受けている（徳勝寺授戒帳^{〔一二〕}）。

天正元年九月一日、長政が織田信長に攻められて自害し浅井氏が滅ぶと、小谷城は羽柴秀吉に与えられた。このときの徳勝寺の処遇は不明で

あるものの、のちに浅井郡下八木村（長浜市下八木町）に振り替えられて徳勝寺が継受する井口村^{〔一三〕}内の寺領三十石は、天正四年に徳勝寺の本寺である医王寺に宛行われている（天正四年十月十五日付け羽柴秀吉寄進状^{〔一四〕}）。そして、徳勝寺の長浜への移転がかなう時期は諸寺に較べてかなり遅く、長浜城北土居下に「法花堂之屋敷」を与えられた天正九年（一五八一）のことと考えられる（後述）。同じく清水谷にあった知善院がはやくも天正四年に長浜に移転し、同年には主だった社寺が寺領を与えられていることを考慮すると（天正四年十月二日付け豊臣秀吉寄進状写^{〔一五〕}）、徳勝寺は表向きはかなり冷遇されていたとみられる。そして、その背景にはおそらく信長の長政に対する相当な憎悪があったためと考えられる。天正二年正月一日、信長は朝倉義景と浅井父子（久政と長政）の首「已上、三ツ薄濃にして公卿に居多置き、御肴に出され候て御酒宴、各御謡御遊興、千々万々目出度御存分に任せられ御悦びなり」という『信長公記』天正二年正月一日条^{〔一六〕}。そうした憎悪が冷めやらぬ天正二年九月一日、徳勝寺は長政の一周忌法要をおこなっている（史料1）。浅井氏時代、徳勝寺は清水谷にあったとされる。しかしそこは遅くとも天正三年中までは信長の一将たる秀吉の拠点であったから^{〔一七〕}、そこでの長政一周忌法要の執行は当然はばかられただろう。徳勝寺が清水谷を退転し、別場所で長政一周忌法要を執行したとすれば、その第一の候補地は上述の徳勝寺元屋敷（開創地）であった可能性が高い。A1像はそこでの法要で用いられたと考えられる。

その後、徳勝寺は天正九年（一五八一）に羽柴秀勝から長浜城北土居下に屋敷地を寄進されて移転し（天正九年）七月十五日付け羽柴秀勝寄進状^{〔一八〕}、ついで内藤信成が城主であった慶長十三年（一六〇八）に城外田町へ移転した。そして慶長十六年（一六一一）七月一日付けで徳勝寺五世楊巖文洲が崇源院（長政三女、江、徳川秀忠室）ちかくに提出した願書（慶長十六年七月一日付け徳勝寺楊巖文洲願書）によると、天

正元年の小谷落城から慶長十六年までの三八年間、徳勝寺では一日も勤行、茶湯を怠らず浅井氏三代の弔いを続けてきたとしている。そして元和八年（一六二二）には長政の五十回忌法要を執行し、寛文十二年（一六七二）の長政百回忌にあたっては平方村の現在地に移転し寺観を整えている。その後も引きつづき享保七（一七二二）年に長政一五〇回忌、文政五年（一八二二）に長政二五〇回忌、また天保十二年（一八四一）には亮政三〇〇回忌、明治四一年（一九〇八）には亮政四〇〇回忌と節目ごとに大法要を執行している^(二九)。

浅井氏滅亡後、徳勝寺は供養の寺としての機能を色濃くもつようになり^(三〇)、江戸時代においては浅井氏旧領国の近江北郡において浅井氏の追慕、供養の中心としての役割を果たすようになった。その起源がA1像を掲げた天正二年の丁野郷における一周忌法要であったと考えられる。

(二) 長政の戒名

A1像には徳勝寺四世源秀崇麻香による天正二年（一五七四）八月下旬の賛がある（史料1）。それによると、像主の「天英宗清居士」は「浅井備前守長政」であり、「當寺三代雄山和尚之寢室、朝参暮請、孜孜而需舉多般公案、依之授十六條之羯磨、被附天英宗清居士矣」とあるから、その戒名は長政の参禅の師であった徳勝寺三世雄山英種が名付けたことがわかる。長政の戒名としてはこの天英宗清が広く知られる。後述のB1像賛（史料3）に「天英宗清大居士」とあり、高野山持明院の近江国浅井殿御一門御過去帳^(三二)にも「徳勝寺殿 天英宗清禅定門」とある。そして、『浅井三代記』^(三三)に「徳勝寺殿天英宗清大居士」、小谷城絵図B9にも「徳勝寺殿天英（英）宗清大居士」と見えている^(三四)。

その一方、長政は相国寺九一世仁恕集堯から「文英一雄」の戒名を得ている（史料2）^(三五)。「永禄庚午仲春十八日」（元亀元年二月十八日）

のことである。雄山による天英宗清の戒名授与は天正二年（一五七四）八月下旬以前としかわからないが、『東浅井郡志』はこのことについて、徳勝寺授戒帳は雄山による授戒者を「細大遺す所なく記しあれど、その中に天英宗清の名見えざる」と指摘し、信長と干戈を交えた元亀年間、長政は雄山のもとに参禅する機会がほばないまま小谷落城が迫ったとき、長政の死後の名譽のために「雄山が集堯の命名せる文英一雄の法号あるを知らずして、新たに天英宗清と命名せし」と考えている^(三六)。

『東浅井郡志』の如上の推定の蓋然性はともかく、ここで重要なことは文英一雄の戒名が長政の周辺においてすらほぼ知られていなかったことである。たとえ天英宗清の戒名を先んじて得ていたとしても、わざわざ京都に使を送って得た戒名はもつと広く喧伝されて然るべきであつたろうが、そうはされなかった。文英一雄の戒名授与は元亀元年二月十八日である。長政はその約二月後（元亀元年四月下旬）に、信長に反旗を翻したことを考慮すると、このことは長政がこの頃すでに決死の覚悟をもつて信長に反することを、人知れず決意していた予兆と捉えられるかも知れない。

(三) A1像の特徴

A1像賛（史料1）によると、小谷落城とともに自害した長政の一周忌法要を執行するにあたって遺像がないので、この肖像画を京都の絵師に描かせたとある。像主や制作の年代、目的が明確である。そしてこの賛を素直に読めば、発注者は徳勝寺ないし源秀自身であったと考えられる。制作絵師は土佐光吉とする意見^(三七)もある。A1像はA系列像の原本であり、他系列像を含めたすべての長政像のなかでも最古に位置づけられる。

像容は上畳に胡座する全身像である。顔は右向き（向かって左向き）である。装束は直垂の上下を着用する。直垂は濃茶色地の全面に亀甲紋

繫ぎを描き、肩部等の要所に浅井氏家紋の三盛亀甲花菱を配置する。左腰（向かって右腰）の脇差が武士であることを示す一方、頭部は露頂で月代を大きく剃り、小さな鬘を結うが、口髭などは全くない（無髭）。そして、首から掛絡袈裟をさげ、右手には扇子、左手には念珠を握る。

この長政像は半法体とも言うべき姿である。賛にある長政の在りし日の姿「當寺三代雄山和尚之寢室、朝參暮請、孜孜而需舉多般公案」を描いた可能性があるだろう^(三七)。浅井氏本貫地での一周忌法要であるから、そこには長政を直接知る人々が多く集ったことは疑いない。A1像は長政を偲ぶよすがとして年忌法要に掲げるに、まことにふさわしい像容であつたと考えられる。

（四）A系列像の変遷

【概要】 A系列像は半法体（掛絡、念珠）で露頂であることを特徴とする。江戸時代に制作されたA1～2、7～8像は、浅井氏旧領国の近江北部において長政の追福、供養を目的に寺院や個人で所蔵された。すなわち寺院としては上述の徳勝寺（A1像）、淀殿らと交流があつた福田寺（A2像）、そして長政の母小野殿が出身した井口氏^(三八)の菩提寺理覚院（A7像）である。また、個人としては浅井氏本貫地の浅井郡丁野村の脇坂氏（A8像）があげられる。

次に明治時代以降に制作されたA3～6像は研究資料として東京国立博物館（A3像）や東京大学史料編纂所（A6像）が現状模写し、滋賀県立安土城考古博物館（A4像）が復元模写した。また、在野の歴史家である南部晋氏は慶長十六年七月一日付け徳勝寺楊敵文洲願書の写しに参考資料として添付する目的でAa像を部分模写する一方（A5像^(三九)）、『稽旧史謹図焉^(四〇)』の一つとしてA9像を制作した。

以上のA系列像の分析を進めるにあたり、まず装束の色に注目すると、萌黄色地のA5～10像とそうではないA1～4像とに大きく分類できる。

【A1～4像】 A1～4像のうち、A4像はA1像の復元模写であるから、A1像の制作当初の状態にほぼ等しいといえる。これによると、A4像は焼緑青色地の全面に亀甲紋繫ぎを描き、肩部等の家紋の内側は群緑（群青と緑青）地に丹で花菱（五曜）を描く^(四一)。森岡栄一氏はこれを「緑青地に全面亀甲紋を施した華やかな直垂」と表現し、「この直垂の色は、本館蔵本（A8像）や福田寺本（A2像）と同じであり、これらの像が徳勝寺本（A1像）が褪色する前に模写」、「東博甲本（A3像）は少し褪色してからの模写」と考えている^(四二)。

確かにA2像とA4像とは酷似する。このことはA2像がA1像の保存がきわめて健全な状態、おそらくA1像の制作後それほど時を置かずにこれを模写したことを示すと考えられる^(四三)。福田寺十一世正芸は長政次男（万寿丸、万菊丸）という伝説があり^(四四)、事実としても福田寺は淀殿や大蔵卿局と音信があつた^(四五)。A2像はA1像のきわめて健全な状態を模写しているから、十七世紀でも早い段階の模本と考えられる。

一方のA3像はA1像の明治時代の現状模写である。装束はA1像が褪色した現状と同じく濃茶色地で、全面の亀甲紋繫ぎも不鮮明である。A1～4像はA1像を原本として時間の経過を示す現状模写（古いA2像と新しいA3像）と復元模写（A4像）として整理できる。

【Aa像とA5・6像】 A5～10像の装束は明らかに萌黄色地である。A3像とほぼ同時期にA1像を現状模写してA5像とA6像を制作したとすれば、これほど異なる色遣いにならなかったはずである。おそらくはA1像を模写して装束を萌黄色地に着色した元本（Aa像）が別に存在し、それを現状模写したからこそA5・6像が存在すると思われる。Aa像は文政五年（一八二二）の長政二五〇回忌法要が盛大に執行され長政供養の機運が高まった頃に、寺外への貸し出し用として制作された可能性もあるだろう。あるいはA7・8像こそ、そうして制作された長政像なのかもしれない（後述）。

【A7像】A7像は井口氏の菩提寺理覚院に伝来した。寺伝では井口正（経元）像とされるが、A系列の長政像の枠組みで理解できる。すなわち、全体の構図はAa像（A5・6像）を元本とし、それにBa像を参照して口髭、顎鬚、頬髯を描き加えるなどしたと考えられる。面貌はいずれの長政像よりも戦国武将らしい荒々しい迫力がある。このことを考慮すると、A7像は正しく経元を描いた可能性も排除しきれないだろう。長政の母小野殿は井口氏出身であるから、長政と経元は従兄弟同士でよく似ていたとの寺伝もある。その一方、図上の山容は清水谷を中心に小谷山を南側から眺めた風景とみられるから、長政所縁の井口氏の菩提寺理覚院であればこそ、そこでA7像を用いた長政の追福、供養が行われていたと考えることもできる。ここではA7像の像主は長政であったと見ておきたい。

【A8像】A8像はA7像を元本にした模本である。両者の共通性は全体の構図はもとより耳前の分銅形の鬘や掛絡の田相の棹の形状などの細部によく現れている。A7像には覚書が付属し、それには「御画像 養源院殿 浅井備前守長政卿」の墨書と「脇坂」の丸形朱印が押してある^{（三六）}。浅井氏所縁の脇坂氏といえ、後述のBa像（B6像）を伝えた丁野村の脇坂若狭らが知られる。また、文政七年（一八二四）には丁野村に長政位牌を年廻りで供養する十三家が存在し、そのなかに二家の脇坂氏がある（史料4）。A7像やA8像はこうした浅井氏関係者（一族や家臣、被官等）が行う長政の法要に際して掲げられたと考えられる。【Ab像とA9・10像】南部氏は近江北郡の各地にさまざまな模写図を遺している。小谷城址保勝会蔵の小谷城絵図（A3図）も同氏の制作とみられるから、確かな画力を有したことがうかがわれる。長政像についても南部氏はA1像やAa像、B7像を自ら所蔵したほか、数多くを実見して盛んに模写に取り組んでいる（A5像、B6像）。そうした過程で「稽旧史謹図焉」との目論見によってAb像（A10図）やその「稽

古写」の一つとしてA9像を制作している。これらは全体の構図についてAa像を元本とし、面貌はBa像（B6像）を模写しつつ、肌着や襟の文様はB7像を参照して制作したと考えられる。制作意図は諸本を校合して真実の姿に近づこうとしているとみれば、現代的な感覚では特異な形ではあるものの、一種の研究資料と見なすこともできる。もとより南部氏自身も長政を敬慕する近江北郡に住まう一人であった。

二. B系列の長政像

（一）持明院の概要

高野山持明院には浅井家過去帳^{（三七）}が伝わる。これは永禄十年（一五六六）から慶長十一年（一六〇六）にかけて浅井氏関係者が日牌の供養を施した戒名の記録である。そして、浅井久政は永禄十二年（一五六九）に自身の寿像^{（三八）}を奉納している。浅井氏は全盛期から持明院と師壇関係ないし宿坊契約を結んでいたと考えられる。

同じく高野山持明院の浅井殿御一門御過去帳^{（三九）}は、文禄四年（一五九五）から慶長十四年（一六〇九）にかけて淀殿（長政長女、茶々、豊臣秀吉室）やその周辺の浅井氏関係者が日牌等の供養を施した戒名の記録である。そして、現在も石山寺本堂に掲げられる慶長期の復興の扁額に「当寺諸伽藍者 江州北郡浅井備前守息女 亜相秀頼卿母堂為二世安樂御再興也」とある如く、淀殿は浅井氏嫡女であることを自覚し誇りをもっていた。淀殿はそうした背景からB1像を持明院に奉納したと考えられる。

（二）B1像の特徴

B1像には南禅寺二六五世の鍊甫宗純による天正十七年（一五八九）十二月の賛がある^{（四〇）}。それによると像主は「前備州太守天英宗清大居士」

であるから長政である。そして賛の前半は漢詩であり、長政を武士として、また禪の修行者として七言絶句で賛美する。後半は著賛の経緯であり、それには「薨矣後十七年有人命工畫其肖像」とある。すなわち長政の十七回忌にあたり「有人」が絵師に命じてこの肖像画を制作し、持明院に奉納したことになる。この発注者の「有人」とは淀殿であり、同年は母市の七回忌にもあたるので、同じく持明院に伝わる長政夫人像と二幅一對の夫婦像として同時に制作、奉納したと考えられている^(四二)。鎌甫は天正十四年（一五八六）の蜂須賀正家像にも著賛^(四三)するなど、当時豊臣政権の中枢に近侍していたから、B1像の発注者「有人」もまた秀吉周辺の人物と考えられる。そして、天正十七年といえど、淀殿が秀吉の長男鶴松を生んだ年である。その功によって秀吉が滅ぼした父母の追福、供養が許されたと考えるとき、この「有人」は淀殿である可能性がさらに高まる。それをわざわざ「有人」とする理由は淀殿の自発的な遠慮との理解もある^(四四)。B1像は像主、制作の年代、目的および発注者がほぼ明確であるといつてよい。

像容は上疊に胡座する全身像である。顔は左向き（向かって右向き）で口髭、顎髭、頬髭をはやす。夫人像の顔は右向き（向かって左向き）であることから、長政像の顔の向きは向かい合う、この夫婦像であることに由来する。装束は黒地の素襖を上下に着用し、肩部等の要所に浅井氏家紋の三盛亀甲花菱を配置する。頭には折烏帽子をかぶる。左腰に脇差を指すことによって武士であることを示している。右手には扇を握り、左手はただ拳を握る。このB1像はA1像の半法体とも言うべき姿と較べると、明らかに俗体として描いている。藤懸静也氏は制作者を「おそらくは当年土佐系統の画家」と推定する^(四五)。

研谷昌志氏によると、賛の前半は像主賛美の漢詩（七言絶句）、後半は著賛の経緯であることから、仏事に用いられた頂相の性質を色濃く残すという^(四六)。B1像はこの点においてもA1像とはかなり趣を異にし

て形式的である。その理由は発注者である淀殿には幼少期に死別した父についてかすかな記憶しかなかったうえ、このときすでに長政没後十七年を経過していたことがあげられるだろう。A1像と較べると、B1像には長政との時間的、地理的、心情的な距離感の懸隔を認めてよいだろう。

（三）B系列像の変遷

【概要】B系列像は俗体（折烏帽子）であり、原則として髭をたくわえることを特徴とする。江戸時代に制作されたB1～2・5・7像は長政の追福、供養に用いられた。このうちB1像は高野山持明院、B5像は京都養源院に奉納された。奉納者は後者についても淀殿と推定されている^(四六)。B2像はB1像の正確な模写であるから、伝来は不明ながら^(四七)、浅井氏所縁の武家がかかわって制作されたと考えられる。したがってB系列像はA系列像とは異なり、Ba像（B6像）を唯一の例外として、浅井氏旧領国の近江北郡ではほとんど展開しなかったことになる。

明治時代以降に制作されたB3・4・6像は研究資料として東京大学史料編纂所（B3像）や東京国立博物館（B4像）が現状模写した。また、南部氏は慶長十六年七月一日付け徳勝寺楊巖文洲願書の写しに参考資料として添付するためにBa像を部分模写した（B6像^(四八)）。B7像については実のところ位置づけが難しいが、十八世紀の制作とされているの^(四九)、いちおうこれに従っておきたい。

以上のB系列像の分析を進めるにあたって、顔の向きに注目すると、それは左向き（向かって右向き）のB1～4像とその逆向きのB5～7像とに大きく分類できる。

【B1～4像】上述の如くB1像は向かい合う二幅一對の夫婦像として同時に制作、奉納された。B2～4像も制作目的は追福、供養（B2像）、あるいは研究資料（B3～4像）とそれぞれ異なるが、夫婦像の一幅と

して現状模写されたから当然、顔は左向き（向かって右向き）となる。

【B5く7像】顔が右向き（向かって左向き）のB5く7像はB系列像であるとしても夫婦像として制作されたわけではない。最初から長政像として単独で描かれ、理由があつて敢えて顔を右向き（向かって左向き）にしたと考えられる。その理由とは、おそらく建物配置や建物内構造等から、法要等において肖像画を本尊の左側（向かって右側）に配置する必要があつたということであろう。

【B5像】B5像について山根有三氏は寺伝では久政像とするが、持明院の久政像と比較すると像容はあまりにも違うから明らかに別人とする。その一方で、B1像と比較すると「像主の顔の向きは反対だが、その顔貌や体容の特徴がきわめて近く、素袍の模様や衣文の彫塗りの技法も似ている」から、実の像主は長政と考えている。そして、このB5像こそ東福門院（長政孫、崇源院五女、明正天皇母）が「アサイ御影養源院に御座候、無官にて烏帽子体見苦候間、贈官被成度思召候」（『資勝卿記』寛永九年（一六三二）九月五日条（史料5））との意向を示した、まさにその長政像であると推定した。これに従えば、B5像は寛永九年以前から存在したことになる。山根氏は「淀殿が父長政のために、文禄三年に養源院を建立したときか、秀忠夫人が元和七年に再建した際に、供養像としての長政像の必要を感じて、絵師に描かせて奉納した」と考え、結論としては狩野山楽が文禄三年に養源院の障壁画を制作した際、淀殿からB5像を描くよう命じられたのではなかと推測している^{（五〇）}。

ところで山根氏はB5像について当初はB1像を「手本に、ただ像主の顔の向きを変えた程度」と考えていたが、「詳細に見直したところ、そこには口髭も頬髭も描いた形跡が認められない」とし、B5像はB1像と無髭のA1像の両方を参考にして制作したと考え直している。そしてB1像との差（B5像が髭などを描かないところ）は「注文主の意向（趣味）」の違いを意味するものかも知れない」としている。こうした山根氏

の葛藤の原因はB5像の保存状態がきわめてわるいことにあつた^{（五一）}。山根氏の観察のとおり「口髭も頬髭も描いた形跡が認められない」ことは事実としても、とくに顔の剥落が著しい状態では、B5像に口髭も頬髭もなかった証明にはならないと考えられる。

【Ba像とB6像】B6像はB5像とよく似る。装束は黒地の素襖を上下に着用し、その肩部等の要所には浅井氏家紋の三盛亀甲花菱を配置する。頭には折烏帽子をかぶる。そして、顔は右向き（向かって左向き）であるが、B1像と同じく口髭、顎鬚、頬髭をはやす。B6像は山根氏が当初、B5像についてB1像を「手本に、ただ像主の顔の向きを変えた程度」と考えていたとおりの像容である。B5像はB1像の像主の顔の向きをかって模写し、Ba像はさらにそれを模写したと考えられる。

B6像の元本は現在所在不明のBa像であり、それは「浅井郡丁野村脇坂大祐所蔵」^{（五二）}であつた。脇坂大祐は脇坂若狭（丁野若狭）の子孫であり、同家が丁野村を離れた幕末頃の当主である^{（五三）}。「慶長七年五月より大日照に付江戸裁許の一件」によると、水利争論にかかわって「丁野村若狭へハ謝礼として、丁野村之内得勝寺之古跡、惣地二相成候所五反余遣し申し候」と伝える^{（五四）}。この若狭屋敷こそ上述の徳勝寺の開創地であり、天正九年まで徳勝寺が小谷城清水谷から退転していた丁野村の元屋敷であつた。

養源院と浅井氏の本貫地丁野村とのあいだには具体的なつながりがある。養源院の開山成伯の父親は「江州浅井郡丁野郷浅井石見守藤原親政」（『当院過去帳』二十四日条^{（五五）}）であつた。成伯は長政の菩提を弔う養源院の住職として浅井氏一族のなかから見出された。そうした成伯が丁野郷とのつながりを求めた場合、徳勝寺を介した可能性が高い。徳勝寺は天正九年に長浜城内へ移転するまでは丁野村にあり、慶長七年（一六〇二）以降は丁野村の徳勝寺元屋敷に脇坂若狭が住まいした。Ba像が徳勝寺ではなく脇坂若狭家に伝来した事実、養源院と丁野村と

のつながりが慶長七年以降に発生したことを物語るとみられる。B5像は文禄三年か元和七年に養源院に奉納され、寛永九年には東福門院が「無官にて烏帽子体見苦候」『資勝卿記』寛永九年（一六三二）九月五日条と見ている（史料5、後述）。成伯は寛永十一年（一六三四）没であるから、B5像を模写したBa像はおそらく慶長七年から寛永九年までの間に脇坂若狭の手元に渡り、同家での長政の追福、供養に用いられたのだろう。

【B7像】 B7像は上畳に胡座する全身像である。頭には折烏帽子をかぶり、左腰に脇差を指す。右手は扇を握り、左手は拳を握る。顔は右向き（向かって左向き）で薄い口髭、顎鬚をはやす。面貌はB6像に似ているが、B系列像のなかではかなり趣が異なる。その理由は、持明院の久政像に見る如く装束地を州浜型に染め分けつつ、A系列の如く全面には亀甲紋繫ぎを描く一方、要所の家紋はB1像の如く配置する。そして、肌着は淡い緑色で、襟は白色と山吹色に塗り分けるから、B1像に近い。諸本を参考に制作したという点ではA10像と同じく「稽旧史謹図焉」である。像裏面に「南部家蔵」の朱印があることを考慮すると、あるいはA9・10像と同じく南部晋氏による模写である可能性もある。

三・C系列の長政像

（一）養源院の概要

淀殿は文禄二年（一五九三）に秀頼を産み、その翌年に秀吉に願って養源院を建立した（史料6）。この文禄三年（一五九四）は淀殿の父長政、祖父久政らの二十一回忌にあたる。養源院は長政の院号とされる。開山の成伯は「江州浅井郡丁野郷人浅井石見守藤原親政」の子である（開山法印成伯位牌背面銘文^{五六}）。天台宗である^{五七}。元和五年（一六一九）、火災により焼失したが^{五八}、元和七年（一六二二）に崇源院と東福門院

の願により再興された。寺領は三〇〇石で、破損のたびに幕府の援助で修理され、寺格も高く朝廷への諸願直奏が認められていたという。

（二）C1像の特徴

C1像に賛はないが、次のような裏貼がある^{五九}。すなわち「浅井「備前守」長政公生害天正元癸際九月朔日也」「寛永九年九月十五日 任権中納言」「長政廿九歳薨ス 寛永十二乙亥迄六十三ヶ年也」「成伯法印「被」仰置、光慶権僧正弟子」「伝書之」。そして『資勝卿記』寛永九年（一六三二）九月五日条によると、東福門院が「アサイ御影養源院に御座候、無官にて烏帽子体見苦候間、贈官被成度思召候」との意向を示し、同十五日条には後水尾院によって「浅井藤原長政、贈中納言之宣旨、頭中将ヨリ来候、則大外記局へ下知申候也、大仏養源院へ大外記、宣旨ヲ持参申候」という。これらのことから、山根有三氏はこの像は寛政九年九月から同十二年までの間に、東福門院の意向を受けて制作されたと考えている。さらに開山成伯は寛永十一年七月二十四日に没し（開山法印成伯位牌背面銘文、養源院過去帳二四日条）、その後を甥の光慶が二世を継承しているから、C1像は寛永十二年の制作と見るべきかもしれないとしている。いずれにせよC1図は他系列を含めたすべての長政像のなかで、原本としては最も新しい。

像容は如上の経緯から、束帯姿である。上畳に胡座する全身像であり、顔は右向き（向かって左向き）で口髭、顎鬚をはやす。装束は黒地の束帯を着用し、頭には唐冠をかぶる。右手には笏を握り、左手はただ拳を握る。左腰に太刀を指すことによって武官であることを示している。このC1像は朝服すなわち朝廷出仕の正服をまとった武官の中納言の姿である。時間的、地理的、心情的な長政との距離感はB1像よりもさらに大きくひろがり、A1像、B1像とは面貌も大きく異なっている。供養のほか、長政を顕彰するために描いたと考えられる。山根氏は寛政十年

頃に仙洞御所に入りしていた狩野派の絵師（たとえば狩野清真、伊藤長兵衛ら）がC1像を描いたと推定している^{六〇}。

なお、C系列像はC1像のみで、模本は存在しない。それはC1像が東福門院の意向によって制作、奉納されたことはもとより、養源院が徳川家ともかわりがあったて、寺格が高かったため、模本も容易には制作されなかったと考えられる。

おわりに

A系列像は徳勝寺を中心とした浅井氏旧領国の人々と深く結び付いて成立し展開した。徳勝寺は浅井氏の菩提寺であり、そこに集う人々は長政の近親ではないものの、長政を敬慕し親近感をもつ数多くの浅井氏地元の人々である。A系列像にいくつもの模本があり、それを掲げた追福、供養が徳勝寺以外の在地においても展開し継続したことは、徳勝寺を中核としてそこに集う人々（集団）のこうした属性（個性）に基づいている。A9像等を自ら描いた南部氏もそうした近江北郡に住まう一人であった。

他方、B系列像は高野山持明院を起点とし養源院等へと展開した。持明院は浅井氏の菩提寺であるものの、他大名家とも師壇関係にあり、浅井氏はそのうちの一つにすぎなかった。そうしたこともあって、淀殿は身近な位置に浅井氏菩提寺として養源院を創建し、崇源院がこれを引き継いだ。B5像はそこで用いられた供養像である。B2像もおそらくは、浅井氏所縁の武家がかかわって模写されたのであろう。

C1像については東福門院が先祖顕彰のために新たに制作し、B5像と取り替えるべく養源院に奉納した。養源院は天皇家や徳川家ともかわる格の高い寺院であり、寺領も三百石を有したから、C1像を掲げた供養は他とかかわらずとも継続した。模本が制作されて他に拡散しな

かった理由はここにあると考えられる。そもそも養源院と丁野村とのかわりは、B6像を介し寛永九年以前のことにしてBa像によってうかがわれるにすぎない。C1像の登場は、養源院が在地とは隔絶した浅井氏所縁の上層武家等による先祖供養、顕彰の寺としての性格をよりいっそう強め、その寺格が上昇したことを示すと考えられる。

以上、本稿では天正元年九月一日の長政没後、A・B・C系列の長政像がどのような人々（集団）のどのような心情（意思）を背景に、相互にどのようにかわりをもちつつ展開したかについて明らかにできたと考える。

（きたむら よしひろ・滋賀県文化スポーツ部文化財保護課

文化財活用推進・新文化館開設準備室室長補佐

兼滋賀県立琵琶湖文化館副参事）

謝辞

本稿の執筆にあたり、次の方々よりご教示とご配慮をたまわりました。記して、深甚の謝意を表します。

井上ひろ美、香水敏夫、佐々木悦也、高木叙子、松井昌司

小谷城址保勝会、滋賀県立安土城考古博物館、長浜市高月観音の里歴史民俗資料館、藤本松雲堂、理覚院

（五十音順、敬称略）

註

（一）A1像については『東浅井郡志』巻二（東浅井郡教育会、一九二七年、五五〇～五五六頁）、B1像については藤懸静也「浅井長政像解」（『国華』第四九編第七冊第五八四号、国華社、一九三九年、二二五、二二七頁）。なお、

後者は無記名であるが、山根有三氏は藤懸氏の執筆とするので（山根有三「養源院蔵 浅井氏関係肖像画について」『大和文華』九六号、大和文華館、一九九六年、十七頁）、これに従う。

- (二) 河野元昭「養源院宗達画考」『国華』第九三編第五冊第一一〇六号、国華社、一九八七年、二六～二七頁
- (三) 山根有三「養源院蔵 浅井氏関係肖像画について」『大和文華』九六号、十五～十七頁
- (四) 太田浩司ほか『館蔵品図録 湖北・長浜のあゆみ』（市立長浜城歴史博物館、一九九四年、八、七二頁）
- (五) 山根有三「養源院蔵 浅井氏関係肖像画について」『大和文華』九六号、十五～十八頁
- (六) 高木叙子ほか『開館十五周年記念 第三五回企画展 信長と安土城―収蔵品で語る戦国の歴史―』（滋賀県立安土城考古博物館、二〇〇八年、三二頁）
- (七) 太田浩司・森岡栄一ほか『戦国大名浅井氏と北近江』（長浜市長浜城歴史博物館、二〇〇八年、十五～十六頁）
- (八) 森岡栄一「コラム浅井長政像」『戦国大名浅井氏と北近江』十七頁。
- (九) 徳勝寺の概要については拙稿による。北村圭弘「浅井氏の菩提寺・徳勝寺の歴史と役割」『中井均先生退官記念・滋賀県立大学考古学研究室二五周年記念論集』滋賀県立大学考古学研究室、二〇二一年、三七五～三八四頁
- (一〇) 河毛文書一、二『東浅井郡志』巻四、東浅井郡教育会、一九二七年、五八頁、太田浩司「第6章 小谷城に関する文献」『史跡小谷城跡総合調査報告書』長浜市教育委員会、二〇二〇年、一六〇～一六一頁
- (一一) 南部文書三（東京大学史料編纂所『大日本史料』第十編之十七、東京大学出版会、一九八二年、三〇五～三〇六頁）
- (一二) 下郷共済会文庫文書（中川泉三『近江長浜町志』第二巻、臨川書店、一九八八年、三八五～四〇二頁）。
- (一三) 伊香郡井口村説（長浜市高月町井口説、平凡社地方資料センター『日本歴史

地名大系二五 滋賀県の地名』平凡社、一九九一年、九三〇～九三二頁）と坂田郡井口村説（米原市井口説、中川泉三『近江長浜町志』第一巻、臨川書店、一九九八年、八一～八二頁）がある。

- (一四) 豊臣秀吉文書一二九（名古屋博物館『豊臣秀吉文書集』一、吉川弘文館、二〇一五年、徳勝寺文書、四三～四四頁）
- (一五) 豊臣秀吉文書一三〇（名古屋博物館『豊臣秀吉文書集』一、知善院文書、四四頁）
- (一六) 『信長公記』角川書店、一九六九年、一六五頁
- (一七) 『信長公記』天正三年八月十三日条によると、信長は美濃から越前へ赴く途中に「大谷羽柴筑前守所に御泊」という『信長公記』角川書店、一九二頁
- (一八) 羽柴於次秀勝文書十、徳勝寺文書（森岡栄一「羽柴於次秀勝について」『市立長浜城歴史博物館年報』第一号、市立長浜城歴史博物館、一九八七年、五八頁）
- (一九) 坂田郡教育会『改訂近江国坂田郡志』第五巻、一九四一年、五二五～五二八頁
- (二〇) 広瀬良弘「曹洞禅僧・禅寺の受戒会活動1近江・美濃地域を中心に1」『駒沢史学』第七四号、駒沢史学会、二〇一〇年、五頁
- (二一) 『東浅井郡志』巻四、六〇一頁
- (二二) 史籍集覧研究会「浅井三代記」『改訂史籍集覧』第六冊、みすや書房、一九七二年、二七五頁
- (二三) 小谷城絵図の記号表記は、北村圭弘「第五章 絵図から見た小谷城と城下町」『史跡小谷城跡総合調査報告書』長浜市教育委員会、二〇二〇年、一〇七、一三九～一四〇頁）による。以下、同じ。
- (二四) 前半は法号授与の経緯と法号の意味説明、後半は長政賛美の漢詩（七言絶句）である。これはB1像賛の前半と後半が入れ替わった型式であるから、それは仏事に用いられた頂相の賛の型式に由来すると考えられる
- (二五) 『東浅井郡志』巻一、五三七～五三八頁。なお、広瀬良弘氏は徳勝寺授戒にみえる戒弟の師は「天文十四年二月以降、永禄十一年二月二十一日の授戒会ま

では雄山であったことになろう」とする（広瀬良弘「曹洞禅僧・禅寺の受戒会活動－近江・美濃地域を中心に－」『駒沢史学』第七四号、駒沢史学会、二〇一〇年、五頁）。

(二六) 『東浅井郡志』巻二、五五〇頁。ただし根拠は示さない。

(二七) 『東浅井郡志』（巻二、五三七頁）は賛のこの個所を引用し「長政の画像、十六條の袈裟を着け居れり」という。

(二八) 高野山持明院の浅井殿御一門御過去帳に「浅井野州御内小の様」『東浅井郡志』巻四、六〇一頁）とあり、徳勝寺授戒帳の「於徳昌寺戒者 天文十五年丙午二月二十四日」に「阿子御料 浅井新九殿之内」とある（中川泉三『近江長浜町志』第二巻、一九八九年、三九三頁）。そして、鳴記録に「覚へ、久政公御内儀へ、井口弾正少弼女也」とある（小和田哲男『近江浅井氏』新人物往來社、一九七三年、三〇二頁）。

(二九) 太田浩司・森岡栄一ほか『戦国大名浅井氏と北近江』十六頁右上。

(三〇) 太田浩司・森岡栄一ほか『戦国大名浅井氏と北近江』十六頁右下図の墨書

(三一) 高木叙子「浅井長政像模写事業報告」『紀要第五号』滋賀県立安土城考古博物館、一九九七年、二四～二六頁

(三二) 森岡栄一「コラム浅井長政像」『戦国大名浅井氏と北近江』十七頁）。なお、引用文中のA1～3・8像は本稿の分類を筆者が挿入した。

(三三) A4像は白無地の肌着はA1像の後補加筆として描かれなかったが（高木叙子「浅井長政像模写事業報告」『紀要第五号』一二頁）、A2像はその下着を描いている。後補加筆のように見えても、実は制作途中における変更であった可能性もある。

(三四) 『寛政重修諸家譜』巻七四〇藤原氏公季流浅井氏系図（『新訂寛政重修諸家譜』第十二巻、続群書類従完成会、一九六五年、一六三頁）。また、元禄二年（一六八九）刊『浅井三代記』第十八 小谷大嵩の城没落之事」には「老人の男子は当年五月生れ給ひしを是は当国福田寺にとらせよとて乳人に小川伝四郎と中島左近あひそへ福田寺の本へしのひ落蘆原に舟をうかへ忍びてこ

そは置にける」とある（史籍集覧研究会『改訂史籍集覧第六冊』みすや書房、一九七二年、二七六頁）。なお、太田浩司はこのことについて伝承も含めてまとめている（太田浩司「お市と浅井三姉妹の生涯」『戦国大名浅井氏と北近江』一三一～一三二頁）

(三五) 福田寺文書二、三（『東浅井郡志』巻四、三二七～三二八頁）

(三六) 福井市郷土歴史博物館『平成十八年春季特別展柴田勝家』二〇〇六年、十八、七六頁

(三七) 『東浅井郡志』巻四、五九九～六〇一頁

(三八) 『大日本史料』第十編之十七、三一六～三一七頁

(三九) 『東浅井郡志』巻四、六〇一～六〇二頁

(四〇) 『大日本史料』第十編之十七、三一六～三一七頁

(四一) 『東浅井郡志』巻二、五五三頁。しかし山根有三氏は婦人像に賛がないことからこれを疑問視する（山根有三「養源院蔵 浅井氏関係肖像画について」『大

和文華』第九六号、十九頁）

(四二) 徳島市立徳島城博物館蔵、二木謙一・須藤茂樹『戦国武将の肖像画』新人物往來社、二〇一一年、八八～八九頁）

(四三) 宮本義己『誰も知らなかった江』株式会社毎日コミュニケーションズ、二〇一〇年、三五頁

(四四) 『国華』第四九編第七冊第五八四号、二二五頁

(四五) 研谷昌志「高野山の文書(五)重要文化財 浅井長政像(持明院)の賛について」『霊宝館だより』第二一五号、高野山霊宝館、二〇一五年、十頁

(四六) 山根有三「養源院蔵 浅井氏関係肖像画について」『大和文華』九六号、十八、二四頁）。

(四七) 古川史隆「収蔵資料紹介 浅井長政夫人像」『おおてみち』第四二号、滋賀県立安土城考古博物館、二〇〇三年、三頁）

(四八) 太田浩司・森岡栄一ほか『戦国大名浅井氏と北近江』十六頁

(四九) 太田浩司・森岡栄一ほか『戦国大名浅井氏と北近江』十五頁

(五〇) 山根有三「養源院藏 浅井氏関係肖像画について」『大和文華』九六号、十七、二四頁

(五一) 山根有三「養源院藏 浅井氏関係肖像画について」『大和文華』九六号、十八、二五頁

(五二) 太田浩司・森岡栄一ほか『戦国大名浅井氏と北近江』十六頁左上写真中の墨書

(五三) 嘉永七年六月に家屋敷等の売却を依頼した文書が伝存する。香水敏夫氏の御教示による。

(五四) 香水敏夫ほか『しが湖北丁野誌 燦』湖北町丁野区、二〇〇六年、一一〇、一六三頁写真二七。

(五五) 『当院過去帳』二十四日条(河野元昭『国華』第九三編第五冊第一一〇六号、二五頁)には、次のようにみえる。「当寺養源院 開山法印成伯 江州浅井石見守親政息 寛永十一甲戌年閏七月 七十四歳遷化」。成伯の位牌裏面「寛永十一庚戌曆閏七月廿四日入寂七十四歳 江州浅井郡丁野郷浅井石見守藤原親政 息中山大納言慶親猶子法印光榮附法弟子」

(五六) 河野元昭『国華』第九三編第五冊第一一〇六号、二五頁

(五七) 第二次世界大戦後に浄土真宗遣迎院派に改宗した。以下、養源院の概要については『日本歴史地名大系二七 京都市の地名』(平凡社、一九七九年、二七四〜二七五頁)による。

(五八) 舜旧録元和五年二月二八日条『大日本史料』第十二編之三〇、五〇一頁

(五九) 山根有三「養源院藏 浅井氏関係肖像画について」『大和文華』九六号、十七頁

(六〇) 山根有三「養源院藏 浅井氏関係肖像画について」『大和文華』九六号、二四頁

【史料1】天正二年(一五七四)八月付け浅井長政像(A1像)賛

『大日本史料』第十編之十七、三二六頁

天英宗清居士之肖像

粵惟、近江州若耶三郡之主将浅井備前守長政公、依雌雄強弱之干戈、而歳花念又九而 天正元龍集昭陽作 載未伽始羅朔日、俄然而落魄、公早觀生死事大無常迅速之儀、而治世餘暇窺當寺三代雄山和尚之寢室、朝参暮請、孜孜而需舉多般公案、依之授十六條之羯磨、被附天英宗清居士矣、翌年而雖小祥諱於執行、敢而無遺像、兼日使洛陽之繪師畫斯圖、以設蘋繁之齋會、于楮尾編三十六言碑語、而聊命中之、繩墨供款結案者也、張公帑上體完全、歷劫威儀太長堅、為斬癡頑腰利劍、欲掃群兇握 扇、著三衣了本分性、百顆臻無相田、枯木生花龍吟々、深根固蒂茂聯綿、于時天正式白甲戌南呂下澣如意珠日

總持紫衣道人徳昌四世之法孫源秀麻香老禿書旃

【史料2】『縷氷集』坤卷

元龜元年(一五七〇)二月十八日付け浅井長政法号書

『東浅井郡志』貳卷、五三七〜五三八頁

浅井備前守長政公、雖以武為本、專皈依釈教也、一日使介者、就予乞法名、感其誠心、不獲敢拒辭、以一雄称之、夫一也者、数之始也、天得一以清、地得一以寧、王侯得一以為天下貞、故仲尼曰、吾道一以貫之哉云々、又世雄者、諸仏智慧也、称世尊為大雄猛矣、然則一雄之字、其義不淺者也、且措焉、更書文英二字、為雅号矣、唐蘇頌作文、俊瞻無敵、呼文陣雄師、可慕蘭者乎、英也者、取于英雄之字也、有張良是英、韓信是雄之語、於義尤可者也、因賦一偈、以為其解云、

在天日月又星辰 五色爛斑光彩新
意氣揚々誰出右 威風靡草幾千人
永祿庚午仲春十八日也

【史料3】天正十七年（二五八九）十二月付け浅井長政像（B1像）賛
『大日本史料』第十編之十七、三二六頁

威氣生平吞八荒、更參禪將本無藏、臨兵曾會趙州旨、露刃光寒三尺霜、
前備州太守天英宗清大居士、先是天正元癸酉九月朔、罹于兵銃薨矣、
後十七年有人命工、画其肖像就予求賛詞、不獲默止、塞厥責焉、
天正歲舍己丑臘月吉辰

前南禅鍊甫叟宗純（朱印）

【史料4】泉文書（香水敏夫氏採集史料）

御位牌年廻り之事

一、岩坪重藏	一、中嶋九郎左衛門	一、八田林助
一、浅井忠八	一、荒木重左衛門	一、岩田清内
一、中嶋矢治兵衛	一、木村武兵衛	一、脇坂安左衛門
一、脇坂権右衛門	一、中嶋源右衛門	一、岩橋治太夫
一、泉猪助		

文政七年申歲
仲春上旬

定之

【史料5】『資勝卿記』寛永九年（一六三二）九月五・六日条
（東京大学史料編纂所蔵 大日本史料総合データベース
<https://clioing.hi.u-tokyo.ac.jp/viewer/image/idata/T38/1632/19-2-3/17/0009.tif> 0012.tif）

（九月五日条）
アサイ御影養源院に御座候、無官にて烏帽子体見苦候間、贈官被成度
思召候、仙洞へ被仰入候へハ、成可申義候間、伝奏へ可被仰出候
（九月十五日条）
浅井藤原長政、贈中納言之宣旨、頭中将ヨリ来候、則大外記局へ下知申
候也、大仏養源院へ大外記、宣旨ヲ持参申候

【史料6】洛東養源院鐘銘（岡崎信好撰『扶桑鐘銘集』卷之一山城国部上、
一七七八年、十四〜十五丁）

山城州愛宕郡洛東養源院者、贈従二位行権中納言前備前守藤原長政卿之
靈場也、其息女大虞院英岩者、為豊臣秀吉公之内政、因之告事之由、以
受其命、建立斯精舍而尽追遠之孝、日奄矣、然不図及回録也、尔時崇源
院贈従一位和興大姉、遂再興畢矣、崇源院者 台徳院殿之御内而英岩之
御妹、女院之御母堂也、是以莊嚴巍巍、幢幡金器、悉従宮中寄附焉、但
以無巨鏞、為一闕、是故当院主権僧正法印光慶、使冶工鑄之、以備晨昏
之仏事者也、銘曰、

洛陽巽院 盧舍南辺 浅井靈廟 天台講筵 鐘催読誦 声覚長眠
撞者消罪 聞人解懸 出定入定 説禅参禅 朝報僧粥 暮随客船
警霄百八 度界三千 広教法布 永聖風扇 響九重月 歴億万年
慶安庚寅九月吉日 意林菴素心撰

凡例：——→伝来あるいは直接的な模写関係

-----→間接的な模写、影響関係

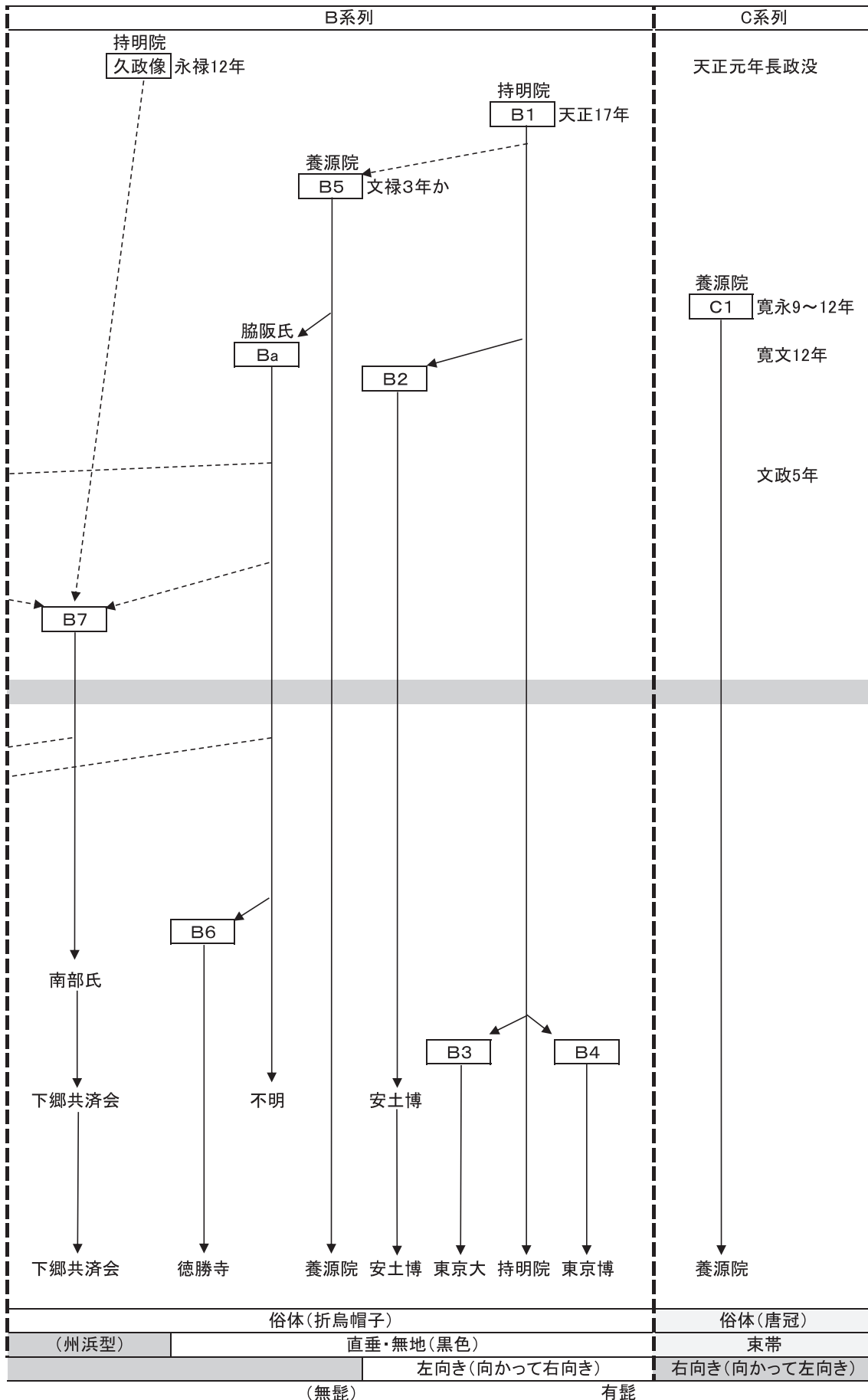
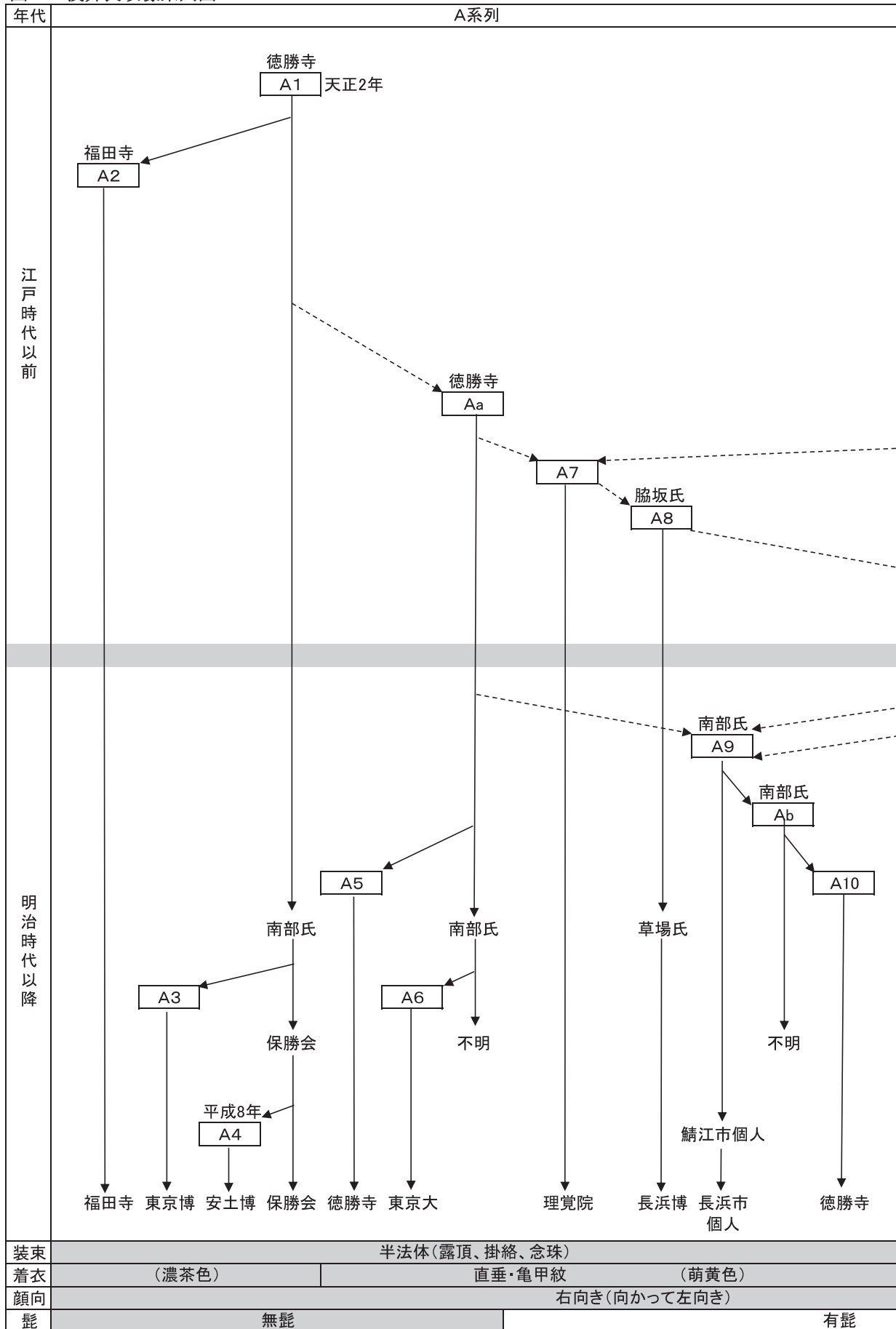


図1 浅井長政像系列図



制作者	所蔵者	備考	出典
「洛陽之絵師」 (土佐光吉か)	徳勝寺から南部晋氏を経て 小谷城址保勝会蔵 滋賀県立琵琶湖文化館寄託	徳勝寺源秀崇麻香の著賛	1
		滋賀県立琵琶湖文化館寄託	2
		滋賀県指定文化財	3
	福田寺蔵	A1像の現状模写	4
	東京国立博物館蔵	A2像の現状模写	5
六法美術 富沢千砂子・石戸由香	滋賀県立安土城考古博物館蔵	A1像の復元模写	6
	徳勝寺から南部晋氏を経て 現蔵者不明	A5・6図の元図として存在を推定	
南部晋	徳勝寺蔵	Aa像の部分模写	7
	東京大学史料編纂所蔵	Aa像の現状模写	8
	理覚院蔵		9
	脇坂氏から草場氏を経て 長浜市長浜城歴史博物館蔵		10
南部晋「稽古写」	長浜市個人蔵	習作か（右肩綴孔あり）	
南部晋	不明	A10像の元図として存在を推定	
南部晋「稽旧史謹図焉」	徳勝寺蔵	Ab像の部分模写	11
土佐系統の画家か	高野山持明院蔵	南禅寺鍊甫宗純の著賛	12
		重要文化財	13
	滋賀県立安土城考古博物館蔵	B1像の現状模写	14
	東京大学史料編纂所蔵	B1像の現状模写	15
福田久也	東京国立博物館蔵	B1像の現状模写	16
狩野山楽か	養源院蔵		17
		B6像の元図として存在を推定	
南部晋	徳勝寺蔵	Ba像の部分模写	18
	南部晋氏を経て 財団法人下之郷共済会蔵		19
狩野派の絵師か 狩野清真か 伊藤長兵衛か	養源寺蔵		20
			21

- 11 長浜市長浜城歴史博物館2008年『戦国大名浅井氏と北近江』P16、146
- 12 長浜市長浜城歴史博物館2008年『戦国大名浅井氏と北近江』P9、146
- 13 東京大学史料編纂所1928年『大日本史料』第十編之十七、東京大学出版会、P316～317
- 14 長浜市長浜城歴史博物館2008年『戦国大名浅井氏と北近江』P11、146
- 15 東京大学史料編纂所H.P同所蔵肖像画模本データベースで公開
- 16 東京国立博物館H.Pデジタルコンテンツで公開
- 17 山根有三1996年「養源院蔵 浅井氏関係肖像画について」『大和文華第96号』挿図1
- 18 長浜市長浜城歴史博物館2008年『戦国大名浅井氏と北近江』P16、146
- 19 長浜市長浜城歴史博物館2008年『戦国大名浅井氏と北近江』P15、146
- 20 森岡栄一2008年「コラム浅井長政像」『戦国大名浅井氏と北近江』P13
長浜市長浜城歴史博物館
- 21 山根有三1996年「養源院蔵 浅井氏関係肖像画について」『大和文華第96号』挿図2

表1 浅井長政像一覧

分類 番号	素材	彩色 有無	装丁	法量 (cm)		制作年代	奉納者 制作依頼者
				縦	横		
A 1	絹本	著色	掛軸装	85.6	34.0	天正2年（1574）讃	徳勝寺源秀か
A 2	絹本	著色	掛軸装	88.4	32.3	江戸時代初期か	
A 3	紙本	著色	掛軸装	86.1	33.9	明治時代	東京国立博物館
A 4	絹本	著色	掛軸装	85.7	34.0	平成8年（1996）	滋賀県立安土城考古博物館
A a	—	—	掛軸装	—	—	江戸時代か	
A 5	紙本	著色	冊子	26.9	19.5	明治時代	徳勝寺
A 6	紙本	著色	掛軸装	100.5	37.8	不明（明治時代か）	東京大学史料編纂所
A 7	絹本	著色	掛軸装	79.2	36.5	江戸時代か	井口氏か
A 8	絹本	著色	掛軸装	98.3	39.7	江戸時代中期か	脇坂氏か
A 9	紙本	著色	掛軸装	52.0	37.6	明治時代	
A b				—	—	明治時代	
A10	紙本	著色	冊子	26.9	19.5	明治時代	徳勝寺
B 1	絹本	著色	掛軸装	99.5	43.0	天正17年（1589）	「有人」（淀殿）
B 2	紙本	著色	掛軸装	118.6	41.8	江戸時代（19世紀か）	浅井氏関係者か
B 3	紙本	著色	掛軸装	97.8	42.9	不明（明治時代か）	東京大学史料編纂所
B 4	紙本	著色	掛軸装			昭和2年（1927）頃	東京国立博物館
B 5	絹本	著色	掛軸装	124.0	62.5	文禄3年（1594）か 元和7年（1621）か	淀殿か 崇源院か
B a		著色					脇坂若狭か
B 6	紙本	著色	冊子	26.9	19.5	明治時代	徳勝寺
B 7	紙本	著色	掛軸装	104.7	38.3	江戸時代中期か	
C 1	絹本	著色	掛軸装	119.5	60.1	寛永9年（1632）～ 寛永12年（1635）	東福門院

出典

- 1 滋賀県立安土城考古博物館1996年『平成8年度秋季特別展元亀争乱』P9
- 2 東京大学史料編纂所1928年『大日本史料』第十編之十七、東京大学出版会、P305～306
- 3 滋賀県立琵琶湖文化館1987年『滋賀県指定文化財—美術工芸品—』作品番号23
- 4 長浜市長浜城歴史博物館2008年『戦国大名浅井氏と北近江』P15
- 5 東京国立博物館H.Pデジタルコンテンツで公開
- 6 高木叙子1997年「浅井長政像模写事業報告」『紀要第5号』P24～26
滋賀県立安土城考古博物館
- 7 長浜市長浜城歴史博物館2008年『戦国大名浅井氏と北近江』P16、146
- 8 東京大学史料編纂所H.P同所蔵肖像画模本データベースで公開
- 9 長浜市高月観音の里歴史民俗資料館2011年企画展『浅井三姉妹ゆかりの里』で展示
- 10 福井市郷土歴史博物館2006年『平成18年春季特別展柴田勝家』P18、76

写真4 伝井口弾正像（A7像）

所蔵…理覚院

写真…長浜市提供

（高月観音の里歴史民俗資料館）

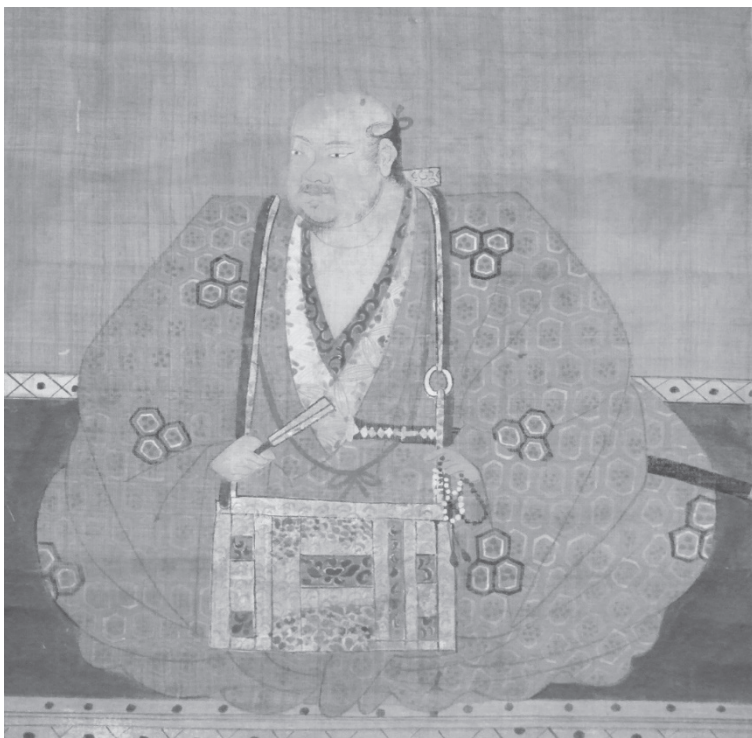


写真5 浅井長政像（A9像）

所蔵…長浜市個人

写真…筆者撮影

